

1年未満保存

基監発第 0614001 号  
平成 14 年 6 月 14 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

「医療機関における休日及び夜間勤務の適  
正化について」に係る集団指導について

標記については、下記のとおりとしたので、適切に対応されたい。

記

「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」（平成 14 年 3 月 19 日基  
発第 0319007 号）の記の 3 (2) の集団指導については、今後本省において医療機関に  
おける夜間勤務の実態を把握しつつ、救急医療への影響をも踏まえた指導のあり方を  
検討し別途指示する予定であるので、それまでの間本件に係る集団指導を延期するこ  
と。